

給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書
兼住宅借入金等特別控除計算明細書

令和 6年分

税務署長	給与の支払者の名称(氏名)		(フリガナ) 世帯主の氏名及びあなたとの続柄() あなたの氏名
	給与の支払者の法人番号		あなたの住所
	給与の支払者の所在地(住所)		又は居所

年末調整の際に、次のとおり住宅借入金等特別控除を受けたいので、申告します。

項目	新築又は購入に係る借入金等の計算			増改築等に係る借入金等の計算(注1)
	A 住宅のみ	B 土地等のみ	C 住宅及び土地等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高(内、連帯債務による借入金の額) ①	アのうちAに係るもの 円	カ 円	コ 円	クのうちDに係るもの 円
住宅借入金等の年末残高(①のうち単独債務の額+①のうち連帯債務の額×「連帯債務割合」) ②	() 円	() 円	(100%) 円	() 円
②と証明事項の取得対価の額又は増改築等の費用の額のいずれか少ない方の金額 ③	②とロの少ない方 円	②とホの少ない方 円	②と(ロ+ホ+)の少ない方(注2) 円	②とりの少ない方 円
③ × 「居住用割合」 ④	() 円	() 円	(100%) (注3) 円	() 円
住宅借入金等の年末残高等(④の欄の合計額) ⑤	(最高 5,000万円) 円	年間所得の見積額(2,000万円を超える場合は控除の適用がありません。)	円	
住宅借入金等特別控除額(⑤ × 0.7%) ⑥	(100円未満の端数切捨て) 円 (最高 350,000円) 336,000	重複適用を受けられる場合の特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(記入に当たっては、国税庁HPに掲載の説明書をお読みください。)	(100円未満の端数切捨て) 円	

(備考)
注1) 増改築等に係る借入金等の区分が「住宅及び土地等」の場合は、C欄で計算します。
注2) Cの区分に該当する住宅借入金等の年末残高とA、B又はDの区分に該当する住宅借入金等の年末残高を共に有する場合には、最寄りの税務署にお尋ねください。
注3) C欄の④の居住用割合については、「A欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」や「D欄の④の居住用割合とB欄の④の居住用割合」が異なる場合は、国税庁HPに掲載の説明書をお読みいただいた上で記入してください。

この申告書及び証明書は、令和6年分の年末調整を受ける際に必要です。年末調整を受ける時に給与の支払者に提出してください。なお、この用紙を計算明細書として使用し、確定申告書に添付することもできます。

令和 6年分

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書

100-0013 東京都千代田区霞が関 3丁目1-1 ----- 国税 太郎 様	左記の方の住宅借入金等特別控除に関する事項について次のとおり証明します。 令和 6年 9月 20日 麹町 税務署長 税務 花子
--	---

(証明事項) (令和5年中居住者・認定住宅用)

イ 居住開始年月日	家屋に関する事項			土地等に関する事項		
	ロ 取得対価の額	ハ 居住用割合	ニ 連帯債務割合	ホ 取得対価等の額	ヘ 居住用割合	ト 連帯債務割合
令和 5年 8月 4日	円 30,000,000	% 100	% 100	円 20,000,000	% 100	% 100
チ 居住開始年月日	増改築等に関する事項			住宅の区分等		
	リ 増改築等の費用の額	又 居住用割合	ル 連帯債務割合	認定住宅・新築		
令和 年 月 日	円	%	%	タ 備考		
住宅借入金等の年末残高に関する事項				調書提出者：国税銀行京橋支店 ほか2件・借換有・ 借換後当初金額48,500,000円		
ワ 住宅のみ	カ 土地等のみ	コ 住宅及び土地等				
円	円	円 48,000,000				
(参考)適用初年分の控除額	350,000 円	各年分の控除額の計算の結果、この金額を上回ることはありません。 ※各年分の控除額ではありませんのでご注意ください。				

09546674

